

地方分権改革の基本方向

地方分権改革有識者会議構成員

佐賀県知事 古川康



地方分権改革の進め方

1 骨太方針で分権改革の基本方針を示し、着実に実行。

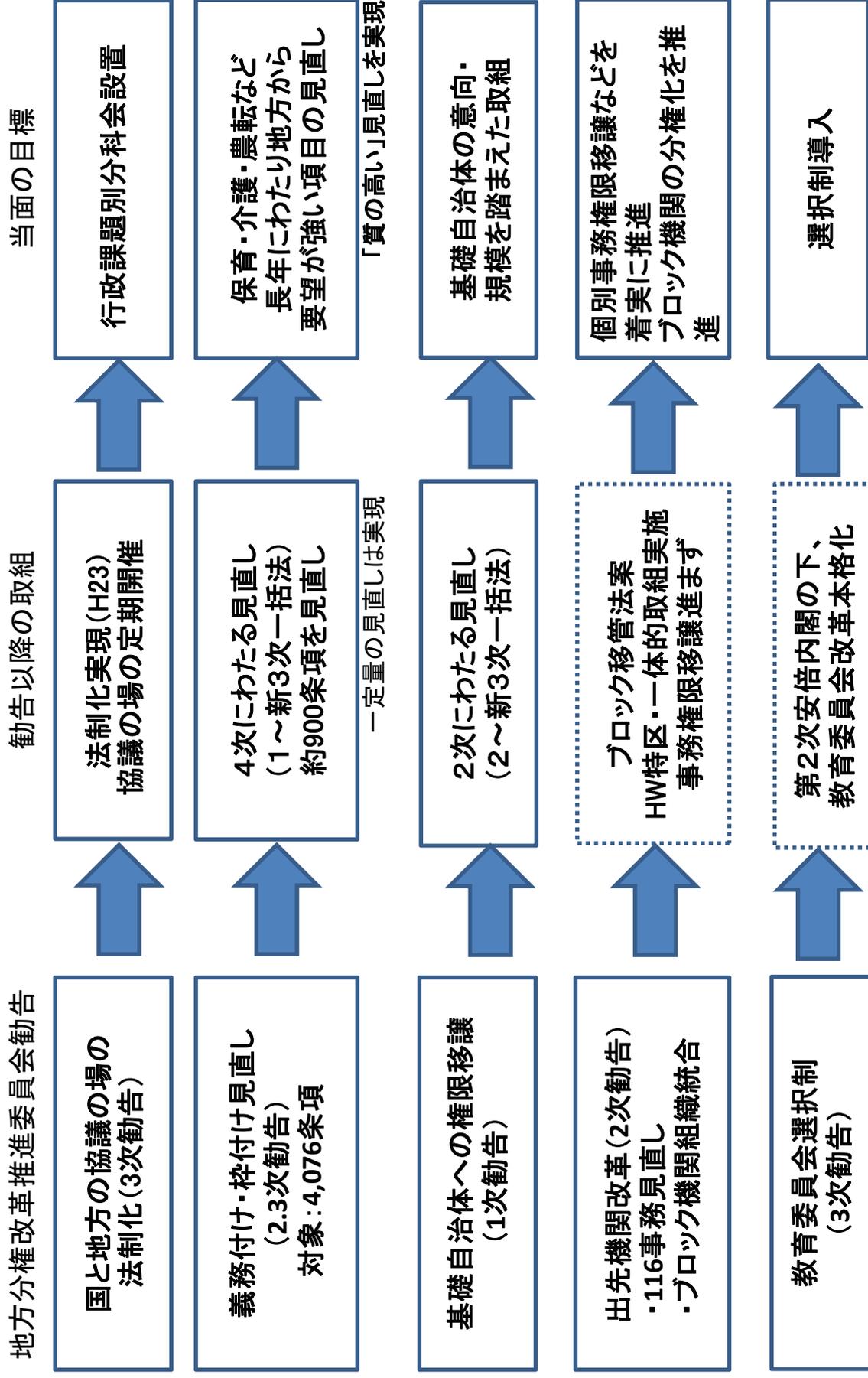
現状と課題

- (1) 地方分権改革については、第1次安倍政権が設置した地方分権改革推進委員会の勧告、地方六団体の提言などにより主要論点は明確。
- (2) 安倍総理を本部長とする地方分権改革推進本部が設置され、推進体制が構築。

目標

- (1) 政治主導で地方分権改革を進めるため、**骨太方針2013**において、**分権改革の基本方針**を決定。
- (2) 骨太方針決定前に有識者会議で「基本的な考え方」をまとめ、骨太方針に反映。実行プログラムを地方分権改革推進本部で決定し、着実に推進。
- (3) 地方分権改革に限らず、国と地方の連携体制を強化するため、「国と地方の協議の場」に行政課題別の分科会を設置し、協力関係を構築。

【参考】地方分権改革推進委員会勧告を受けた取組と「当面の目標」



2 権限移譲など制度改正を着実に推進。一方、特区制度の深掘りも実行。

現状と課題

- (1) 分権改革は、各分野の法制度の改正を伴う作業であり、各府省との調整が必要。
- (2) 現在の構造改革特区・総合特区は、採用可否が省庁に委ねられており、自治体の期待・意欲が減退。制度の抜本見直しが急務。

目標

- (1) 政治の強いリーダーシップの下、地方分権改革は義務付け・枠付けの見直し、国から地方への権限移譲など確立した制度改正として進めることが重要。
- (2) 一方、地方分権改革を進めるため、地域特有の課題に対し、全国的な制度改革の時間的余裕がないもの等は、特区を活用。
⇒各府省は「制度改正から逃げない、特区に逃げ込まない」
⇒特区を隠れ蓑にし、地方分権改革全体が進まないことにしない
- (3) 特区を活用する際には、特区制度の深掘り・抜本的な見直しを同時に実施。
 - ①「他の地域に明白な悪影響を及ぼすと判断されないう限りは、原則認める」ことを、事前に明確にする「スーパー総合特区(仮称)」の創設
 - ②「事前チェック型」の特区から「事後チェック型」の特区に、発想を大転換

義務付け・枠付けの見直し、 国から地方への権限移譲のうち、未実現の分野

1 地域に応じた子育て支援を充実し、女性の就労支援、経済成長へ。

現状と課題

- (1) 保育所設置基準は、条例委任されているが、人員・面積基準については、条例内容は、国基準を下回ることはできず(「従うべき基準」)、事実上、国が決定
- (2) 特区申請しても、国基準の堅持を理由に拒否、自治体・民間の創意工夫が発揮できない。

※事例は、自治体から特区提案されているが、却下されているもの

【事例】公立保育所では調理事務の外部委託が可能だが、民間保育所ではできず、創意工夫を阻害。

【事例】乳児保育において、看護師は保育士とみなされるが、准看護師はみなされず、雇用創出を阻害。

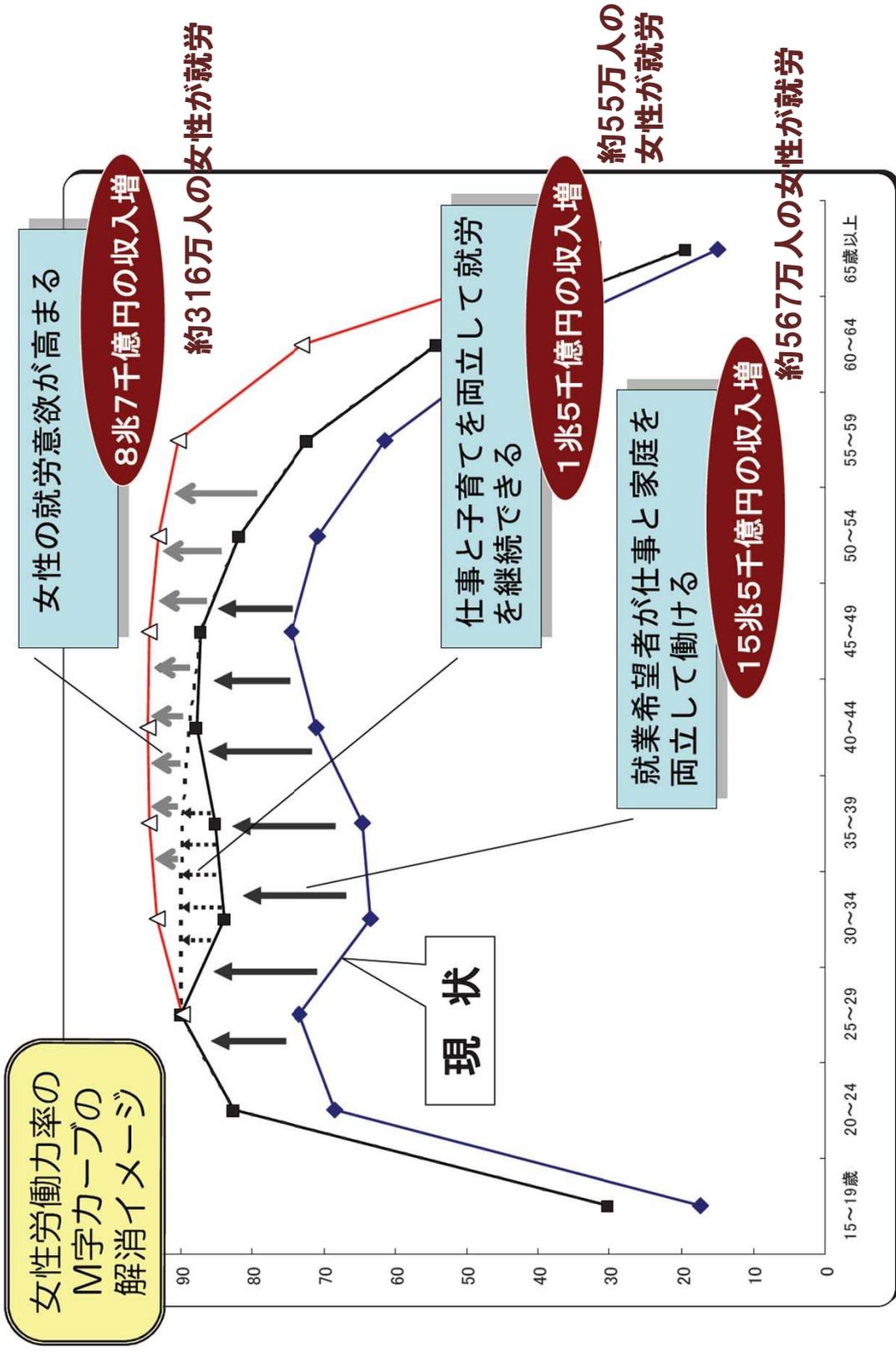
目標

保育所設置基準を完全に条例委任し、自治体・民間の創意工夫を発揮する仕組みに

効果

- (1) 保育する側と、サービスを利用する側の双方が働ける仕組みで、子育て支援充実
- (2) 女性の就労促進によるM字カーブ解消、人員基準を自治体が決めることで新たな雇用を創出し、GDPと合計特殊出生率押し上げ
- (3) 国民が社会保障の充実を実感でき、くらしへの安心感が増す

M字解消のイメージ



出典: 全国知事会「女性の活躍の場の拡大による経済活性化のための提言」より

2 増大する介護需要に対応できる柔軟な仕組みを作り、国民に安心を。

現状と課題

- (1) 介護施設の基準は、条例委任されているが、人員・面積基準については、条例内容は、国基準を下回ることはできず(「従うべき基準」、事実上、国が決定)
- (2) 特区申請しても、国基準の堅持を理由に拒否、自治体・民間の創意工夫が発揮できない。

※事例は、自治体から特区提案されているが、却下されているもの

【事例】EPAによる介護福祉士候補者や意欲ある介護ボランティアは、基準人員にカウントされず、評価されず、マンパワーを活かすことができない

【事例】介護保険施設と障害福祉施設の「共用」は困難であり、縦割りの施設整備を余儀なくされる

目標

介護施設設置基準を完全に条例委任し、自治体・民間の創意工夫を発揮する仕組みに

効果

- (1) 増大する介護需要に対応できるマンパワーを確保しやすくなり、雇用創出
- (2) 硬直した基準を現場判断にすることで、現場の創意工夫を発揮しやすくし、介護サービスの向上、イノベーションを促進

3 農地転用等土地利用規制を自治体が判断し、民間投資を誘発。

現状と課題

- (1) 土地利用法制(農地法、農振法、都市計画法等)と所管省庁(農水省、国交省)は、法制・所管ともに縦割り。農転基準は厳格、国との協議に時間がかかる。
- (2) 「硬直的」「国・地方双方に高コスト」な仕組みで、経済状況に対応できない。

【事例】生産能力が低い農地でも10ha以上のまとまりがあり、農転の国との相談・協議に約5年を経過

【事例】埋立地にメガソーラーを設置する際に、埋立地の用途変更に半年以上国と協議。

【事例】企業も農転協議のコストを回避しており、土地を紹介しても拒否。結果、国内では立地が困難に。

目標

- (1) 土地利用規制を自治体へ権限移譲し、義務付けを廃止、「機動的」「国・地方双方に低コスト」な仕組みを構築。
- (2) 強い農業を目指し、多様な農業を踏まえた力ローベース食料自給率中心の目標見直し、地域の実情に応じた大規模化、「攻め」と「守り」を意識した政策展開。

効果

- (1) 「機動的」「低コスト」「スピード」の3拍子で、国内投資を誘発、立地競争力向上
- (2) 「農業」と「企業立地」の両立・成長で、地域の雇用・所得の増大
⇒地域間格差の是正にも寄与

4 自治体の職業紹介権限強化、現状の弊害を除去。人材確保で成長を後押し。

現状と課題

- (1) ハローワークの地方移管を検証するため、「特区」(佐賀、埼玉)と「一体的取組」による国と地方の連携が実施中。
- (2) 都道府県も無料職業紹介(UJターン、企業誘致向け等)を実施しているが、国のシステム・端末を利用できないため、紹介できる企業情報等に限界。
- (3) 産業構造の変化に合わせた就労支援に向けて、地方自治体の職業紹介権限を強化する必要がある。

目標

早急に地方分権改革推進委員会勧告に沿って、自治体が行う無料職業紹介事業で国のシステム・端末を利用可能に。地方移管に向けた取り組みを前進。中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。

効果

- (1) 成長産業への労働力移動に、地方自治体の力を最大限活用
- (2) 地方自治体の職業紹介権限を強化することで、住民サービスが向上
- (3) ハローワークと自治体、また自治体相互が同じ情報を持ったうえで、職業相談、職業紹介の対人サービスを提供することで、切磋琢磨、行政効率化に寄与

5 地域交通に関する自治体の責務を強化し、移動手段の確保を。

現状と課題

- (1) 運輸局が所管する地域交通は、自治体との関係が希薄。
- (2) 地域によっては、不採算バス路線の撤退など、住民の移動手段の確保が課題。
- (3) 「住民の移動手段を確保する」視点からの地方への権限移譲が必要。

※事例は、自治体・民間から特区提案がされているが、却下されているもの

- 【事例】コミュニティバスであっても定員11人以上の場合には車両に旅客運送業の性能基準を求められる
- 【事例】2点間の近距離観光タクシーでは定額料金を導入できず、観光客の利便性、業界の活性化に支障
- 【事例】自家用有償運送の実施主体は、法人格を有する団体に限られ、地域ボランティア組織は実施できない
- 【事例】自家用無償運送で受領できる実費に、車両償却費、保険料等が含まれず、維持経費の捻出が困難

目標

運輸局の事務権限を地方自治体へ移譲し、地域で判断できる裁量を拡大

効果

- (1) 運輸局の判断から自治体の判断にゆだねることで、現場での課題をスピーディに解決
- (2) 地域における移動手段の確保に向け、バス・タクシー会社、NPOの役割分担(すみわけ)の「ベストミックス」を地域で確立

6 教育委員会選択制の導入により、自治体の責任で大胆な人材育成を。

現状と課題

- (1) 教育委員会制度は、首長と委員会の関係、委員長と教育長との関係など、責任分担が不明確な制度
- (2) 意欲的・挑戦的な取組には不向きな仕組み
- (3) 首長、教育委員会の誰が責任をもつ仕組みとするか、自治体を選択(＝議会の議決で決定)する仕組みが必要。

目標

地方分権改革推進委員会勧告に沿って、教育委員会の設置の可否、委員会内における権限配分を、自治体が責任をもって決定できる仕組み(教育委員会選択制)を導入。

効果

- (1) 義務教育の実施主体である自治体における教育に関する関心をさらに高める
- (2) グローバル時代に対応した人材育成など意欲的・挑戦的な取組も、責任体制が明確となった新しい仕組みの下で可能に。

第三次一括法案の閣議決定を受けて

平成25年4月12日
全国知事会

本日、政府は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第三次一括法案）」を閣議決定した。

本法律案は、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲を内容とし、地方が自らの判断と責任において、住民や地域のニーズに応じた施策を推進することができる真の分権型社会の実現のために不可欠なものであり、今後国会において審議が尽くされ、早期に成立することを強く期待するものである。

また、本日、新藤地方分権改革担当大臣の下に設置された地方分権改革有識者会議の第1回会合が開催されるが、政府が地方分権改革をさらに着実に推進していくものと期待したい。

本会においても、真の分権型社会の実現に向け、その覚悟を持ち、引き続き全力を尽くす所存である。